

令和2年

乙訓消防組合第3回議会
会 議 録

令和2年9月30日

乙訓消防組合議会

令和2年9月30日（水）

会 議 録

乙訓消防組合議会令和2年第3回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	2
○日程 4	監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について	4
○日程 5	議案第 7号 乙訓消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5
○日程 6	議案第 8号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正について	6
○日程 7	議案第 9号 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8
○日程 8	議案第10号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)について	21
○閉会	24

乙訓消防組合議会令和2年第3回定例会

議事日程第3号

令和2年9月30日(水)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	米重健男議員	永井照人議員
	和島一行議員	
長岡京市	広垣栄治議員	進藤裕之議員
	福島和人議員	上村真造議員
大山崎町	山中一成議員	朝子直美議員

○欠席議員 なし

○事務局職員出席者

石川啓司書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(14名)

中小路健吾	管理者(長岡京市長)
安田守	副管理者(向日市長)
前川光	副管理者(大山崎町長)
檜谷邦雄	代表監査委員
井上浩二	会計管理者
中澤明彦	消防長
矢尾板祐司	本部次長
中尾完士	本部次長兼警防課長
能勢忠希	向日消防署長
高橋義彦	長岡京消防署長
平井勝治	大山崎消防署長
浅田太	本部総務課長
岡正幸	本部予防課長
岡本喜代治	本部救急課長

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者の諸報告
- 日程 4 監査報告第3号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 5 議案第 7号 乙訓消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程 6 議案第 8号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程 7 議案第 9号 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 8 議案第10号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算（第2号）について

○会議録署名議員

長岡京市 福島和人 議員

長岡京市 上村真造 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時56分

○和島一行議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少々早いですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和2年第3回定例会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、福島和人議員、上村真造議員を指名いたします。

○

○和島一行議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○和島一行議長 日程3、管理者の諸報告であります。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 おはようございます。

本日、乙訓消防組合議会令和2年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中をご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、管理者諸報告をさせていただきます。

初めに、6月から8月までの3カ月間の火災・救助・救急・その他災害件数状況についてご報告いたします。

この間の出場件数につきましては、総計1,509件の出場をいたしております。内訳では、火災出場5件、救助出場7件、その他災害出場5件で、救急出場については1,492件となっております。

前年同期と比較して、火災出場は2件、救助出場は6件、救急出場は332件、その他災害出場は5件、それぞれ減少しました。

火災5件の内訳は、建物火災4件、その他の火災1件でございました。

また、高速道路上への災害出場につきましては、救急2件に出場いたしております。

次に、乙訓防火・危険物安全協会との、災害時における物資の供給等協力に関する協定の締結について、ご報告申し上げます。

乙訓消防組合では、平成31年4月に、業務継続計画いわゆるBCP計画を策定し、運用しておりますが、大規模災害が発生した際に、同業務継続計画に基づき、消防力を維持することを目的とし、去る7月10日に乙訓防火・危険物安全協会と、災害時における物資の供給等協力に関する包括的な協定を締結いたしました。

本協定は、震災などの大規模な災害の発生時に、協会加入の企業から、燃料の供給や、食料・飲料の販売について協力いただくことを目的に締結しており、現在、協力の申し出をいただけた企業と、個別に条件などについて協議を行っておりますが、9月1日現在で、約30社から協力の申し出がございました。

本協定は、乙訓消防組合のみならず、大規模災害時に法律に基づき組織され、被災地へ派遣される他府県の緊急消防援助隊の受援の際にも、協力の申し出のあった企業に対し、支援を求めることも併せて想定しているため、有事の際には、協会加入の管内企業、乙訓消防組合及び緊急消防援助隊の複合的な協力により、消防力を維持することが期待されます。

乙訓消防組合といたしましては、引き続き管内各企業と連携し、有事の際の消防力の維持に努めていく所存でございます。

次に、「救急安心センターきょうと#7119」について、ご報告申し上げます。

この「#7119」は、住民が、救急車を呼ぶか、医療機関を受診した方がよいのかなど、判断に迷った場合に、電話をし、専門家からアドバイスを受けることができる相談窓口であります。

この事業は、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援することを目的とし、潜在的な重症者の発見、軽症者の搬送割合の減少等の効果が期待できます。

また、電話相談の際に、看護師等の専門家のアドバイスを受けることができるため、利用者の不安を軽減できるといったメリットもあります。

今年10月1日から京都府下一斉に事業が開始されることに伴い、事前広報として、広報用チラシを乙訓消防組合広報紙とともに乙訓管内の全戸へ配布、また広報用ポスターを各市町関係機関へ掲示いたしました。

今後におきましても、各市町の広報紙への掲載等、さまざまな広報媒体を利用して、広報活動を展開していく所存でございます。

次に、「救急の日」及び「救急医療週間」についてご報告申し上げます。

9月9日の「救急の日」を含む「救急医療週間」が、9月6日から12日まで、全国で一斉に展開されました。

乙訓消防組合では、例年、救急隊員による街頭広報や、乙訓医師会、乙訓保健所、乙訓二市一町及び乙訓消防組合等で構成されています、乙訓災害・救急医療協議会主催の「乙訓救急フェア」を実施していましたが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染防止の観点から中止し、各消防署にて立看板の掲出、各市町関係機関での広報用ポスターや情報モニターによる掲示、また、J A京都中央、J R、阪急各駅の電光掲示板を利用した啓発活動を重点的に実施いたしました。

今後、さまざまな形で乙訓地域の住民に、限られた資源であります救急医療についてご理解をいただき、応急手当の普及啓発に取り組んでいく所存でございます。

最後に、向日消防署新築工事の進捗状況についてご報告申し上げます。

乙訓消防組合令和2年第2回定例会で議会の議決をいただき、株式会社岡野組と工事委託契約を締結し、去る7月14日には、建設地周辺住民の皆様にお集まりいただき、住民説明会を実施し、ご理解をいただいた中で、今月1日から工事が始まっております。

現在、測量、縄張り、ボーリング調査等を経て、仮設事務所の設置工事が終了したところで、建設当初の予定どおり、令和3年9月末完了のスケジュールで工事が進んでおります。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○

○和島一行議長 日程4、監査報告第3号 例月出納検査の結果報告についてであります。代表監査委員の報告を求めます。

檜谷監査委員。

○檜谷邦雄代表監査委員 例月出納検査の結果報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和元年度一般会計、令和2年5月分、及び令和2年度一般会計の5月分、6月分及び7月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

各月ごとに、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏付けとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査をいたしました結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りいたしております報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○和島一行議長 以上で例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○和島一行議長 日程5、議案第7号 乙訓消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程5、議案第7号 乙訓消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、国家公務員については、人事院規則の一部を改正し、令和2年1月27日から、防疫等作業手当の特例として、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶の内部での作業や、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した者に、1日単位で手当を支給しています。

これを受け、京都府においても、令和2年2月1日から同様の内容で手当を支給しています。

新型コロナウイルス感染症は指定感染症であり、感染者の移送等は保健所の所管業務ではありますが、現実には保健所からの依頼により感染者を移送する業務や、救急業務等で新型コロナウイルス感染症の患者に直接接する業務があることから、同等の手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、京都府と同日の令和2年2月1日から適用するものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、中小路管理者から提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第7号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第7号 乙訓消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程6、議案第8号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程6、議案第8号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

防火対象物である建築物に対しては、消防法令の適用により、消防用設備の設置や、防火管理者の選任など、さまざまな義務が課せられております。それらの規制は、消防法令の構成上、その大半が、建築物における用途とその規模に基づいて規定されております。

また、消防法には、不遡及の原則の例外規定があり、建築物の増築や用途の変更があった場合、適用される規制が強化されることがあります。

そこで、現在、防火対象物の使用届に関しては、使用開始の7日前までにその旨を届け出ることを義務としておりますが、その使用中に、用途の変更や増築等による面積の増減があった場合にも、適時に適正な消防法令の適用に対する指導を行うため、新たに防火対象物使用届の内容の変更時にも届け出を義務づけるものであります。

なお、この改正につきましては、令和2年11月1日から施行することといたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、中小路管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

進藤議員。

○進藤裕之議員 確認なんですけど、これ、反対に今まで何でなかったのか、変更時にか、そういう届け出というのは、要らなかった、状況が変わった何か事例というのは、結果って、あったんですか。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 今までのことですけれども、本来、火災予防条例第69条に規定しております防火対象物の用途、それから大きさに応じて、消防法施行令別表の第1に該当する防火対象物につきましては、防火対象物使用開始の届け出を提出するという規定がございますが、それは本来、提出をしていただいた状況から変更があった場合も、新しい対象物であるということで、今までは指導させていただいておりました。

ただ、新築の場合でしたら、確認申請、そういった手続の中で、この防火対象物使用開始届というのは、届け出がなされておりますが、変更があった場合というのは、無届けになるということが多々ございました。

そのために、今回、新たに変更のときも提出をしていただくようにということで、明確にさせていただきたいということで上程させていただいております。

○進藤裕之議員 わかりました。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 これ、既にこの防火対象物になっていて、届け出られている事業所さん等に対して、変更するとき、何か面積とか用途が変わるときにという内容なんですけども、例えば全く届け出の対象になっていなかった個人住宅みたいなところが、新たに何かそういった対象になるようなことを始められるとか、そういったときのことは、これは直接は関係ないですかね。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 住宅を、例えばですが、一部を飲食店にされるとか、それから民泊をされる、こういった場合も、消防法で対象になる場合がありますので、届け出をしていただくようお願いしたいと考えております。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 それは、この今改正されたものが、条例の分が当たるということか、あるいは別の、新規といいますか、新たにそういうものを始めますということで、もっとこれの最初の方ですね、元条例の方で、もうそれは当てはまってるというふうに考えたらよろしいですか。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 今、議員がおっしゃられたとおりで、最初の条例の方で当てはめていただいたら、ということで、その解釈で結構でございます。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

山中議員。

○山中一成議員 今回、条例改正されたわけなんですけれども、建築とか設計されてる方というのは、恐らくこの法律も御存じで、届け出をしっかりとされると思うんですけれども、建って、入られた事業者さん、もしくは一般家庭なり、その変更になったときというのは、なかなか知識的に、この変更届を出さなきゃいけないということを、知らない方が多いと思うのでね、その事例で、今回、改正されていると思うんですけれど、それを告知する方法とか、そういうものというのは、お考えありますでしょうか。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 まずは、乙訓消防組合のホームページで、十分に公告をしていきたいというふうに考えております。

○和島一行議長 山中議員。

○山中一成議員 それも必要なことなんですけども、できれば、何かの機会に、そういう法改正がありましたということをお知らせするような形をとっていかれた方が、届け出の漏れとか、そういうのがないと思いますので、その辺、鋭意努力していただきたい、お願いいたします。

○和島一行議長 ほかに質疑ありますか。

朝子議員。

○朝子直美議員 もう一つ確認で、これは11月1日から施行ということですが、今から新たにそういうことをされる方には、分かりやすいと思うんですが、今、山中議員もおっしゃったことに通じるかもしれませんが、既にそういうことをされているところでの徹底といいますか、そういうことも、またされていくということでしょうか。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 そのとおりでございます。

ただ、今、新型コロナウイルス感染症の関係で、なかなか査察という形で、実態調査ができておりませんが、今後、実施していきたいというふうに考えております。

○和島一行議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第8号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第8号 乙訓消防組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○和島一行議長 日程7、議案第9号 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程7、議案第9号 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を受けるに当たりまして、その概要につきましてご説明申し上げます。

令和元年度は、乙訓消防組合が発足して19年目になりましたが、その間、乙訓消防の消防力の強化・充実を図りながら、その体制整備に努めてまいりました。

一方、我が国の経済状況は、8月の月例経済報告におきまして、景気は、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられると報告されているところであります。

このような状況下において、構成団体である2市1町においては、いまだ非常に厳しい財政状況が続いている中、構成団体のご理解とご協力のもと、高規格救急自動車や積載車の更新整備等を実施させていただきました。

また、その一方で、事務事業の見直しと効率化など、徹底した予算執行の適正化を図ってまいりました。

さて、令和元年度の決算状況であります。歳入といたしましては、総額19億8,060万4,948円で、前年度に比べ6,221万2,814円、3.0%の減となっております。

歳入の内容といたしまして、構成市町からの分担金が19億1,800万5,120円で、歳入全体の96.8%を占めております。その他としましては、組合債、国庫支出金、府支出金、繰越金等でございます。

次に、歳出でございますが、総額19億4,434万4,209円で、前年度に比べまして8,255万8,228円、4.1%の減となっております。

内容を性質別に見ますと、人件費が15億3,717万1,000円で、歳出全体の79.1%を占めております。その他、物件費が1億4,054万2,000円、消防組合債償還に伴う公債費が1億5,562万5,000円、投資的経費が4,416万1,000円、補助費等は3,511万円でございます。その他につきましては、維持補修費、扶助費、積立金でございます。

決算収支につきましては、歳入歳出差引額が3,626万739円の黒字となり、実質収支額は、繰越明許費繰越額278万円を差し引いた3,348万739円です。

また、令和元年度末の組合債の現在高は9億5,133万円で、財政調整基金の保有高は3,183万8,000円です。

以上が、令和元年度決算の概要でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、中澤消防長から説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 議案第9号、令和元年度決算の詳細についてご説明申し上げます。

令和元年度、乙訓消防組合では、災害に強い安心・安全なまちづくりのため、消防防災及び救急体制の充実や、予防行政の推進、警防活動技術の向上と継承の取り組みを進めてまいりました。

今後とも、乙訓15万住民を守る消防として、あらゆる災害にも対応できるよう、さらに技術の練磨、災害対応力の向上を目指し、住民の負託に応えられるよう、職員一丸となって、努力してまいり所存でございますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い

いたします。

それでは、一般会計歳入歳出決算書の歳入からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

款1分担金及び負担金の決算額は19億1,800万5,120円で、対前年度比621万8,000円、0.3%の減になっております。

次に、款2使用料及び手数料は、危険物許可申請手数料等の消防手数料等85件分、140万1,000円であります。

次に、款3財産収入は、財政調整基金利子として1万944円であります。

次に、款4繰越金は、前年度繰越金として1,591万5,325円であります。

次に、款5諸収入は、370万3,559円で、その内訳は、組合預金利子、自動販売機設置使用料、高速道路救急支弁金、建物損害保険金等の総務課雑入でございます。

次に、9ページにまたがり、款6組合債は、高規格救急自動車及び積載車の更新整備、並びに庁内ネットワーク改修工事の事業債として、合わせて2,640万円であります。

次に、款7国庫支出金は、高規格救急自動車の更新整備に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金として1,336万9,000円あります。

次に、款8府支出金は、きょうと地域連携交付金として180万円あります。

以上が、歳入合計19億8,060万4,948円の内訳でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。11ページをお開き願います。

まず、款1議会費は124万6,879円で、77.3%の執行率であります。

主な支出として、議員報酬や議会会議録印刷、速記委託料、視察に伴うバス借上料等の経費であります。

次に、款2総務費は7,538万2,770円で、94.8%の執行率であります。

それでは、目ごとにご説明申し上げます。

目1一般管理費は2,284万320円で、内容といたしまして、節1報酬は、情報公開・個人情報保護審査会委員等報酬14名分で11万2,000円。

節2給料は、特別職3名分で34万8,000円。節8報償費は、衛生教育講演会講師謝礼料で8万8,000円。

節9旅費では、一般事務研修等に係る旅費13万1,740円。節10交際費は、管理者交際費で、慶弔関係等15件分13万6,500円の執行であります。

節11需用費は489万4,686円で、内容といたしましては、事務用品費等の消耗品費、組合広報紙等の印刷製本費であります。

節12役務費では117万6,458円で、インフルエンザ予防接種等手数料の執行であります。

次に、13ページにまたがり、節13委託料は、職員健康診断委託料他13件分で1,175万5,484円あります。

節 1 4 使用料及び賃借料は、庁内ネットワーク機器等借上料ほか 6 件分で 3 6 7 万 5, 6 4 4 円であります。

節 1 8 備品購入費は、ノートパソコンの購入費で、2 4 万 7, 2 8 0 円であります。

節 1 9 負担金補助及び交付金は、一般業務研修の参加負担金 2 7 万 4, 2 4 0 円であります。

1 5 ページにまたがり、目 2 財産管理費につきましては、4, 2 2 3 万 9, 4 1 8 円で、内容といたしまして、節 1 1 需用費は 2, 5 2 0 万 2, 1 8 5 円で、本部・各署の光熱水費、及び施設・設備の修繕料等であります。

節 1 2 役務費は 2 6 万 1, 8 0 2 円で、事業系ごみ処理手数料、及び建物総合損害共済保険料であります。

節 1 3 委託料は、各署所の清掃委託他 1 3 件分 1, 5 3 2 万 7, 3 1 1 円であります。

節 1 4 使用料及び賃借料は、向日消防署用地借上料で 1 4 4 万 8, 1 2 0 円であります。

目 3 基金費につきましては、節 2 5 積立金として、財政調整基金に 1, 0 0 1 万 9 4 4 円を積み立てております。

次に、1 7 ページにまたがり、項 2 監査委員費は 2 9 万 2, 3 7 6 円で、3 名分の監査委員報酬等であります。

次に、款 3 消防費は 1 7 億 1, 2 0 8 万 9, 5 4 4 円、9 8. 1 % の執行率であります。目 1 常備消防費は 1 6 億 6, 8 7 9 万 3, 5 4 4 円で、内容といたしましては、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費を合わせた職員給与 1 8 6 名分で 1 5 億 7, 6 3 7 万 5, 8 3 2 円の執行であります。

節 8 報償費は、救急救命士病院研修謝礼、メディカルコントロール協議会委員謝礼等で 1 8 2 万 4, 0 0 0 円。

節 9 旅費は、消防業務研修等の旅費で 9 3 万 8, 5 6 0 円であります。

節 1 0 交際費は、消防長交際費で、消防団年末警戒の激励費等 6 件分、5 万 2, 4 4 0 円であります。

1 9 ページにまたがり、節 1 1 需用費は 3, 5 7 2 万 9, 2 6 0 円で、内容といたしましては、消防活動用の消耗品費、職員の被服費、消防車両等の燃料費、災害活動時の飲料水等食糧費、消防年報等の印刷製本費、消防車両の定期点検等修繕料、救急活動用の医薬材料費であります。

次に、節 1 2 役務費は 1, 1 4 1 万 1, 5 9 8 円で、通信運搬費は、電話料金等、手数料は、消防・救急用資機材点検や高圧容器耐圧点検等、保険料は、消防車両等の自賠責・任意保険料等であります。

節 1 3 委託料は、通信指令装置保守委託料他 2 件分、2, 5 1 6 万 7, 9 7 0 円あります。

次に、節 1 4 使用料及び賃借料は、交替制勤務者の寝具借上料他 4 件で、2 3 9 万

513円であります。

次に、節18備品購入費は、消防ホース等の消防・救助器具等、現場活動用備品として572万215円を執行しております。

次に、節19負担金・補助及び交付金は、新入職員の初任教育研修をはじめとする職員の研修参加負担金、再任用職員の社会保険負担金、大型免許資格取得助成金、救急救命士指示負担金等、合わせて838万3,796円であります。

節27公課費は、消防車両等の購入・車検に伴う重量税79万9,400円であります。

21ページをお開き願います。目2消防施設費は4,329万6,000円で、内容といたしましては、節15工事請負費は、庁内ネットワーク改修工事費として613万8,000円、節18備品購入費は、高規格救急自動車及び積載車の更新整備費合わせて3,715万8,000円あります。

款4公債費は1億5,562万5,016円で、目1元金では、組合債元金19件分で1億5,074万7,496円、目2利子では、組合債利子25件分で487万7,520円となっております。

以上が、歳出合計19億4,434万4,209円の内訳でございます。なお、23ページに実質収支に関する調書を、24ページから財産に関する調書を掲載しております。

以上、令和元年度決算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○和島一行議長 次に、決算審査結果の報告をお願いします。

代表監査委員の報告を求めます。

檜谷監査委員。

○檜谷邦雄代表監査委員 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして、去る7月21日に審査を実施いたしましたので、その概要について報告いたします。

審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から提出されました一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係諸帳簿と照合するとともに、関係職員から説明を聴取いたしました。

また、計数の正確性、予算執行の適正さ、管理の状況、経済性などを厳正に審査いたしました。

審査結果といたしましては、一般会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、これらに記載された計数は会計管理者及び予算管理部門の関係帳簿、証拠書類と一致しており、計数は正確であり、事務の処理状況、歳入歳出予算の執行につきましても、適正に行われていました。

なお、詳細につきましては、お手元にお配りしております審査意見書のとおりであり

ます。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

○和島一行議長 ただいま、管理者と消防長から提案理由の説明、代表監査委員から審査結果の報告がありました。本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 決算書の20ページの消防費の下の負担金なんですけど、細かいことで申しわけないんですけど、救急救命士指示負担金というのがあるんですが、これはどこに支払うもので、どういった内容のものかというの、教えていただいてもいいですか。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 救急救命士の指示負担金のことなんですけれども、これは救急救命士が医師の指示のもとにできる特定行為の処置がございます。器具を用いた気道確保とか、輸液、そういった特定行為の指示をいただく先生方が、京都市消防局に詰めておられまして、そちらの方で指示を出されてる、京都府下全員の救命士さん、その負担金として支払っているものでございます。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 それは、もう件数とか関係なく、なるのか、規模とか、そういった形で一定の決まった額になっているのか、何かそういった、件数とか、実際に何かしていただくことの兼ね合いになるのか、そこら辺、教えてください。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 これは各市町村の方、人口割とか、いろんな割合がありまして、それを元に負担金を算出しております。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 具体的に何か、これ負担金なので、特別に、研修みたいなものとはまた別のこととして、こういうシステムとして、こういう負担金の仕組みがあるということ、理解してよろしいですか。

○和島一行議長 岡本本部救急課長。

○岡本喜代治本部救急課長 議員、おっしゃるとおりです。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 続けて、ちょっと前に戻るんですけど、消防費の方でもありますし、あと、総務の方でも、少し旅費の方で、若干予算よりも不用額が出ているということで、説明の中では研修参加とかいうことを言っていたと思うので、それと、14ページの方の、これも総務の方の参加負担金が少し減ってるということで、こういった何か予定してた研修とか、そういうものがなかったりとか、あるいはちょっと見込みと違っている、その辺のご事情、もしあれば教えていただけたらと思います。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 職員の研修の負担金に関しては、研修規定に基づいて参加をしているんですが、研修期間も、開催の有無について影響されますので、開催が少なかったということでございます。

○朝子直美議員 わかりました。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 人件費のところ、不用額、若干出ておりますが、どういう状況だったのかということ、詳しくご説明いただければと思います。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 人件費の不用額につきましては、令和元年度の前に退職者がおりまして、その者の分が不用となっております。それと、令和元年度途中で1名公務災害で亡くなるということで残額がありました。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 次の分で、決算資料の6ページなんですけれども、消防力の充足率のところ、昨年度、救急車の充足率で六〇何%かになったようなんですけど、充足率が下がってる、台数は変わってないですが、充足率が下がってる理由をご説明いただきたいのと、あと、これ、現有4になってますけれども、事務報告書の方では5台ということになってますが、その違いはどういうことか、お聞かせ願いたいです。

○和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。

○中尾完士本部次長兼警防課長 ただいまのご質問ですけれども、まず、消防力の充足率というところで、57%ということなんですけれども、現状、4台の救急車と、1台の予備救急車で、年間、約7,000件の救急対応をしているところではあります。他都市への救急応援要請等、そういうことは本年度に至りましても、1件程度の応援要請になっております。

充足率がかかなり低くなっているのではないかとということなんですけれども、これにつきましては、今、乙訓2市1町の人口が15万4,000人というところで、10万人まではおよそ2万人に1台の救急車というふうに、国の方から基準が示されております。10万人を超えると、5万人で1台、救急車を配置してもらえたらというところがございますので、15万4,000になりますと、充足率の計算上は7台ということになってしまいます。ただ、この充足率が低いということで、直ちに整備しなければいけないのではないかとというふうに受け止められると思うのですが、その地域の実情に応じて、課題として整備していくというふうになっておりますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思います。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 この充足率のお話なんですけれども、救急出動の件数が、この間、ずっと右肩上がりが増えてきているというご報告だったかと思うんですが、今後、この調子で、

ペース、増えて行くという予想もされるかと思うんですけども、その辺について、増やす必要性というのは、考慮されてますでしょうか。

○和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。

○中尾完士本部次長兼警防課長 議員おっしゃるとおり、昨年度が6,985件ということで、おおよそ7,000件に近い数字になっております。今後のさらなる高齢化の進展や、救急需要の増加を見据えて、組織としても検証、検討していく課題であると認識はいたしております。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 ただいまの御質問の補足の方、させていただけたらと思います。

昨年度が6,985件、その前が6,733件、その前が6,630件という形で、実際に4年の間に669件の増加を、救急出動しております。

ただ、今回、京都府下で実施をします#7119は、先行で大阪市消防、大阪府がやっております、そのときに、数値的に出ておりますのは、5%の救急出場が減ったということになっておりますので、例えば7,000件を5%、もし減るとするとしますと350件減るといふふうに考えることができると思っております。ですので、充足率のパーセントは非常に低い数字にはなっておりますけども、何とかこのままで行けるかなど。

ただ、大きな開発事業等々が出てきたときには、やはり再検討しながら、各構成団体の方の財政状況もございまして、その辺で、救急隊を増やすのか、救急車を増やすのかというのは、慎重に検討していきたい、そのように考えておるところでございまして。

○和島一行議長 永井議員。

○永井照人議員 今、米重議員の質問に関連するんですけども、60歳で仮に定年を、仮って、今も60歳で定年ですが、ここ3年ぐらいで約19人、約1割の職員が退職されているんですが、今後の採用状況として、この減った分の数だけを補充という形で考えておられるのでしょうか。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 職員の採用につきましては、消防は4月に職員になった時点から、約半年間の消防学校、それとその後にもまた救急隊員の資格を取るための2カ月の研修等ございまして、1年間は現場に配置することができないということがありますので、前倒しをさせていただいて対応させていただいております。

その前倒しの分につきましては、今年度の分については昨年に、もう採用しておりますので、何とか最低人員の178をキープしながら採用計画を決めているところでございます。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 決算書ではなくて、事務報告書の方の30ページ、先ほどの条例改正と

関連するかと思うんですけども、防火対象物及び立入検査の状況というところで、非常に、対象物というのは合計の数として3,498とありまして、立入検査として235ということで、なかなか数的に厳しいのかなというのはあるんですが、これは、いろんな、左側の用途というのがあるんですが、数は多いけども、あまり実際は立ち入りされてないところとかの、例えば寄宿舍、共同住宅のところだったら、なかなか数としては行かれてるのは少ないと思うので、その辺は、優先順位とか、あるいは必ず立ち入りが必要という、法的なものとか、そういうのって、あるのかなということ、ちょっとご説明いただけたらと思います。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 まず、一覧表の中にあります寄宿舍、共同住宅につきましては、乙訓管内では、ほとんどが共同住宅に当たります。共同住宅ですので、個人のお宅というところもありますので、なかなか、こちらの方、立入検査として計画をするのは、大きな火災があったときとかには、行かせていただいております。

また、毎年実施させていただいている計画的な立入検査につきましては、表の中に項別という形で書かせていただいておりますが、1項、2項、3項、4項、それから6項、このあたり、特定防火対象物というふうに言いますけれども、こういったところを集中的に実施させていただいているところでございます。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 分かりました。病院さんとか、診療所さんは、これ令和元年度ではないんですけども、またこれは別の年に行かれることになってるんですか。

○和島一行議長 岡本部予防課長。

○岡 正幸本部予防課長 病院等につきましては、昨年度は立入検査の実施、できておりませんが、1年ごと、また3年ごと等、予防課の中で計画をして実施をさせていただいているところでございます。

○朝子直美議員 わかりました。ありがとうございます。

○和島一行議長 ほかに質疑ございませんか。

進藤議員。

○進藤裕之議員 14ページになるんですけども、漠然とした聞き方で申しわけないんですが、人事評価制度の令和元年度の状況についてお聞かせください。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 人事評価制度の進捗状況についてですが、令和2年度から実際に評価結果を、令和3年度の期末勤勉等に反映をさせる予定をしております。

ただし、今になりまして、国家公務員について人事評価制度を一部改正して、能力や実績をより反映できる仕組みに変更するといった情報も出ておりますので、国の制度や構成市町から、他の一部事務組合の進捗を見ながら進めてまいりたいと思います。

○和島一行議長 進藤議員。

- 進藤裕之議員 今、お聞きさせていただく状況では、大きな課題というものは発生していないという理解でよろしいですか。
- 和島一行議長 浅田本部総務課長。
- 浅田 太本部総務課長 実際に、給料面、処遇にはまだ反映しておりませんので、現在のところ、課題ということは見当たりません。
- 和島一行議長 進藤議員。
- 進藤裕之議員 今、答弁いただいた内容で、そういう形で、人事評価の制度も、国家公務員の方で変わっていくというような話も、ちょっと今、不勉強で知らなかったんですけど、そういった形で、より反映させていく仕組みに変えていく検討もされてるといような状況ですので、ぜひ、これは、ちょっと市の方でも、今回、決算の総括でも言っていたんですけども、人事評価の要というのは、その部下の方と上司の方のコミュニケーションというところが、一番大きな要素になってきていると思いますので、ぜひそのところをしっかりと取り組んでいただくように要望させていただきますので、よろしくお願い致します。
- 和島一行議長 米重議員。
- 米重健男議員 昨年度、結構車両の接触の報告なんか、いろいろといただいてましたけれども、事前の訓練もされているということなんですが、事務報告書の38ページで、訓練の時間の方が出されているんですけども、おおむね、これを見てると、走行訓練の方、人数で割ったら大体1時間ちょっと、1人当たり、1回当たりということになるのかなと思うんですけど、現状、これで足りているのか、どういうふうになっているのかなど、いろいろもう少し詳しく教えていただければと思います。
- 和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。
- 中尾完士本部次長兼警防課長 ただいまの御質問で、走行訓練で1時間程度で足りているのかということのご質問ですが、実際、1時間が足りているのかどうなのかというのは、はっきりと検証したわけではございませんが、常に車両を移動したりとか、走行したりとか、緊急出場したりとか、そういうので反映、併せての走行訓練というふうにご理解をいただければと思います。
- 昨年度は公用車の事故が、14件ありました。その前の年も13件の公用車の事故があったんですけども、今年度に至りましては、4月以降、4件という状況でございますので、職員個人個人が、また上席職員が見ながら、意識をもって交通安全という、走行について安全走行するという意識をもって対応してくれていると、理解をいたしております。
- 米重健男議員 わかりました。ちょっと聞こえなかったけど。
今年の件数、以降のところ。
- 和島一行議長 もう一回、ちょっと。
- 中尾完士本部次長兼警防課長 今年の件数は、4月1日以降、現在までですけども、公

用車の事故は4件。ただ、その4件中、車両が走行してるというわけではなくて、敷地内で、少し動いての接触事故も含めての4件と。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 車の運転ということで、慣れの問題や意識の問題というものもあるかと思えます。車両の感覚というのも、この間の、今年の長岡の救急遅延の話もありましたけれども、運転される方、どうしてもある程度乗らなければ、なかなか慣れないというところがあるので、若い方、また大きな車、あまり乗らなくなってるというようなお話も聞いておりましたので、ぜひとも訓練の時間、しっかり取っていただいて、業務に集中できるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 消防職員委員会、行われてて、これの件数、資料の方に書いていただきましたけれども、資料の5ページ、こちらの内容の方、教えていただければ。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 令和元年度の消防職員委員会の内容でございますが、意見としては4件出ております。資料の方の、提出意見、ア、勤務条件及び福利厚生関係1件につきましては、職員の特殊勤務手当等の様式について、今現在、紙ベースで、ペーパーで決済を受けております。こういった手当も、紙ベースをデータ化していただけないかということで、ありました。

これについては、委員会では実施が適当ということで、消防長の処置としては今後検討しなさいということで指示を受けております。

続きまして、イ、の被服及び装備品関係1件につきましては、防火衣の更新について、もう少しパットの入った防火衣等、新しい基準の防火衣に変更してほしくないかという意見がございました。

これについては、現状、現行どおりということで処置されております。

続きまして、ウ、の設備、機械器具その他の施設関係については、長岡京消防署には、消火栓を想定した訓練施設がございません。向日消防署ですと、有圧の消火栓、大山崎署ですと、訓練用消火栓というのがございますが、長岡京消防署には消火栓がないので、何とか設置を希望しますという意見がございました。

もう一つについては、体力錬成の器具、これを、体力錬成するのに、待ち時間等、数が少ないので増やしてほしいという意見がございましたが、予算のこともありますので、現行どおりということで、指示を受けております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 防火衣の件については、予算的な問題なんですか。

○和島一行議長 浅田本部総務課長。

○浅田 太本部総務課長 防火衣の更新につきましては、本来ですと、耐用年数6年ですが、現在、乙訓消防組合では、大体10年ぐらいで更新を考えております。ワンセット

1人当たり大体15万円ぐらい経費がかかりますので、なかなか6年ということは、厳しく思います。それと、今度新しく、またガイドラインが出て、防火衣の基準が変わる予定になっております。そのガイドラインが新しくなりましたら、また、更新の計画をしていきたいと考えております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 現場で命預ける装備ということになるかと思っておりますので、ぜひとも検討していただければと思います。

○和島一行議長 永井議員。

○永井照人議員 決算の数字に直接関係ないんですが、審査資料の11ページに、管内における高層建築物への対応能力というのが、書いていただいているんですが、高層マンション、連結送水管を使用する場合、使用するというか、これ、マンションができたとき、実際に水を通す検査ってあるんですか、それとも特殊な検査方法で検査されるんですか。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 基本的に消防設備ができたときに、業者の方が当然検査をしますし、あとは、予防課と、そして、また警防課の方も同行した中で、検査を確認をするということになっております。ですので、その点に関しましては、問題ないと思っております。

○和島一行議長 永井議員。

○永井照人議員 実際に、配管ミスとかいう、今までの事例というのはないんですけど、水道なんかやったら、圧力かけて、漏れてないとかか検査、いっぱいありますけど、こういうのもやっぱり一応、そういう実際に水が入ったと同じような圧力かかっている検査とか、そういうのは組まれているんですか。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 そのとおりでございます。実際に、その圧力計というんですか、それを持っていったりしながらやっていると聞いておりますし、実際に現場隊も、なかなか連結送水管で、既存建物で、それに水を出したりするというのは、できませんので、その辺は業者との中で、警防課、また予防課との連携をしながら、消防隊も見に行かせてもらうというような、そういうような体制で、今、やっております。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 関連しての質問なんですけれども、今、乙訓で、35メートル以上で、連結送水管を使わなければならない建物というのが、どれぐらいあるのかということと、超高層とか、高層建築になってきたときの対応の訓練、どういう想定訓練されてたり、計画を持たれているのか、お教えいただければと思うんですが。

○和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。

○中尾完士本部次長兼警防課長 連結送水管に関しまして、35メートル以上というご質問でございましたけれども、基本的には高層建築物というのは、消防法上では、高さ

31メートル以上となっております。

現状、乙訓2市1町では、向日市に6、長岡京市に7、大山崎町に1、合計14の、高さ31メートル以上の建物がございます。

それと、連結送水管に至りましては、設置の対象としましては、地階を除く階数が7階以上の建物、地階を除く階数が5以上で、延べ面積が6,000平方メートル以上の建物、地下街は1,000平方メートル以上、重要文化財等の建築物は上記、先ほど申し上げました7階以上、5階以上で6,000平方メートル以上と同じ。

それと、延長50メートル以上のアーケードは、全部に連結送水管の設置の対象ということでございます。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 高層建築物や超高層での訓練、想定、どういうふうにもたれているんかを伺いたいです。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 実際に、今建ってるものに対して、訓練をするということはなかなか、水を入れてしまうということは、できません。

あとは、連結送水管の訓練をする場としましては、解体されるような場所とか、事業者さんの方をお願いをして、工場とか、百貨店といいますか、そのような防火対象物、スーパーマーケットのような場所で、実際に解体をされる前に、水を入れて、消防隊が連結送水管を使用して、その場所から水を取って活動するという、そういうような訓練をやっているのが現状でございますけれども、今現在建っているものについては、できないという状況でございます。

○和島一行議長 米重議員。

○米重健男議員 そうしますと、京都府とかの方で、そういった高層建築に対する消防の想定訓練ができるような施設というのがあるわけではなくて、平場というか、そういうところで、件数もそんなに多くないと思うんですけれども、全般的にどの程度されているのでしょうか。

○和島一行議長 中尾本部次長兼警防課長。

○中尾完士本部次長兼警防課長 一応、訓練の場所ということで、現状、大山崎消防署、それと、今建築中がございます向日消防署の方に、そういう高層に対する訓練ができる環境はございます。

それと、もう一つは、年間に数回ですけども、京都市消防局の消防活動総合センター、そちらの方で、実際に訓練施設を借用させていただいて、連結送水管もございますので、その辺の活用というところも、訓練の場所としてはあるというふうにご理解をいただけたらと思います。

○和島一行議長 質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第9号について、原案どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第9号 令和元年度乙訓消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定されました。

○

○和島一行議長 日程8、議案第10号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

○中小路健吾管理者 日程8、議案第10号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ2,048万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ26億2,529万7,000円とするものであります。

それでは、5ページ、歳出からご説明申し上げます。

款2総務費、目1一般管理費、節22償還金・利子及び割引料では、前年度分担金返還分として1,424万6,000円を計上するものであります。

また、款3消防費、目1常備消防費、節10需用費では、新型コロナウイルス感染予防対策として、医薬材料費139万4,000円を計上し、節17備品購入費では、同じく新型コロナウイルス感染予防対策として、オゾンガス発生装置4台の購入に係る器具費484万円を計上するものであります。

4ページにお戻りいただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

款4繰入金では、財政調整基金繰入金1,000万円を減額し、款5繰越金では、前年度繰越金3,048万円を増額しております。

以上、令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○和島一行議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第10について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第10号 令和2年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにご意見ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 第2回定例会の報告のところで、救急車の遅延の問題を言っていて、そのときに、幾つかご指摘させていただいたんですけども、その中で、ご答弁の中で、地理的な把握について、今までもやってるけども、これまで以上に工夫してということで、消防長の方から命じられていただいたということなんですが、まだ途中の段階かもしれませんが、現在の具体的な実施状況とか、把握していただけていたら、ご報告いただけたらと思います。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 確かに、前回定例会におきまして、そのような形で、私、答弁させていただいております。

次の幹部会議の方で、各所属署長の方から、どのような形でやるんだということで、報告をもらっておりますので、この際ですので、各署長の方から報告をさせようと思っております。

○和島一行議長 能勢向日消防署長。

○能勢忠希向日消防署長 向日消防署におきましては、各職員に出場時の帰署途上、それから各当務、毎回一度の署内業務、これを通じての地理把握を命じております。以上です。

○和島一行議長 高橋長岡京消防署長。

○高橋義彦長岡京消防署長 長岡京消防署につきましては、6月3日に発生いたしました長岡京市勝竜寺の救急事案に伴います遅延事案につきまして、組合議員の皆様にご詫びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

長岡京消防署につきましては、管内が長岡京市になりますので、管内9管区に分けて、それぞれの車両が通れるか、通れないかを、現在調査中です。普通車につきましては、救急車、ポンプ車、また中型車につきましては、水槽車、救助工作車、大型車につきましては、はしご車について、その道路が通れるか通れないか、今、全ての管区の方で調査をしております。

また、対象物の塀とか、軒とか、街路樹、樹木等の障害物がないのかということも、調査をしているところです。現在、まだ半分程度ということで、よろしく願いいたします。

す。

また、消防署から各災害現場につきましては、いろんな情報、また現場の情報ありますので、その辺につきましては、消防無線やトランシーバーを使って、情報の共有をするように、私の方から指示をしております。以上でございます。

○和島一行議長 平井大山崎消防署長。

○平井勝治大山崎消防署長 大山崎消防署におきましては、7月中に、まず3の課がございますので、3の地区にそれぞれ担当を振り分けまして、7月中にまず各課での一定の実績を出せというふうに指示しました。

そして、現在は、その情報を各課に共有しまして、それぞれの課において、もう一度現地向かい、救急車なら救急車のサイズ、消防車なら消防車のサイズ、化学車、それぞれのサイズに合わせた現地調査を、現在行っているところでございます。以上です。

○和島一行議長 中澤消防長。

○中澤明彦消防長 ありがとうございます。

そのような形で、今、取り組みをさせております。ですので、先ほどご質問ございました事務報告書の走行訓練等時間というのが、おのずと来年度は上がってくるものと、そのように考えておりますので、その推移の方を見定めていただければ、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○和島一行議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、皆さん、ご意見もないようですので、ここで、来月に実施されます大山崎町議会役員改選に伴い、大山崎町から選出の2名の議員におかれましては、任期中、最後の消防組合議会になりますので、ここで一言ずつご挨拶をいただきたいと思っております。

最初に、山中副議長。

○和島一行議長 山中議員。

○山中一成副議長 議長のお許しを得まして、一言ご挨拶させていただきます。

乙訓消防組合議会の一員として所属させていただきましたこと、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

この乙訓2市1町の安全、安心を守っていく、この乙訓消防組合、ここで学んだことをしっかりと大山崎町に持って帰って、大山崎町の安心、安全を守れるような、そんな提案ができるような議員になっていきたいと思っております。

また、本当に最後、ご挨拶させてもらうんですけども、乙訓消防組合のますますの発展とそして職員の皆さん、管理者の皆さん、議員各位の皆さん、本当にありがとうございました。ますますの発展とご多幸、ご健勝をお祈りしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○和島一行議長 朝子議員。

○朝子直美議員 皆さん、お疲れさまです。あっという間の2年間でしたけれども、短い

期間でしたが、学ばせていただきましたことを、今後の活動に生かしていきたいと思
います。ありがとうございました。

消防の救急の仕事におかれましては、本当に危険を伴ったり、あるいは命を守るとい
うか、救うという、非常にストレスもかかることも多いお仕事かと思えますけども、ぜ
ひとも、職員の皆さんの健康にも留意いただきまして、この乙訓地域の安全を守って
いくために、ますます頑張ってくださいたいと思っております。

私も、議員といたしまして、ここの議会には来ないかもしれませんが、安全、
安心のまちづくりに、皆様とご一緒に頑張っていきたいと思えますので、今後ともよろ
しくお願いします。ありがとうございました。

○和島一行議長 ありがとうございました。

それではこれもちまして、乙訓消防組合議会令和2年第3回定例会を閉会いたしま
す。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 和 島 一 行

乙訓消防組合議員 福 島 和 人

乙訓消防組合議員 上 村 真 造